(c)　公衆が利用可能な協議手続を実施する場合には、他方の締約国の意見を考慮し、及び他方の締約国の要請があったときは、他方の締約国が提出した意見に対して適時に書面により回答すること。

(d)　第七・五条１(a)(ii)の規定に加えて、強制規格案又は適合性評価手続案についての影響評価（貿易への影響に関する評価を含む。）を実施する場合には、当該影響評価の結果を公に入手可能なものとすること。

(e)　他方の締約国の要請があった場合には、(d)に規定する影響評価の要約を英語により提供するよう努めること。

２　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.9.2又は6.5.2の規定に従って通報を行うに当たり、次のことを行う。

(a)　安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、他方の締約国が強制規格案又は適合性評価手続案に対する書面による意見を提出するための期間として当該通報の日から少なくとも六十日の期間を原則として与え、及び実行可能な場合には意見の提出期間の延長を求める妥当な要請に適当な考慮を払うこと。

(b)　通報された全ての文書の電子版を当該通報とともに提供すること。

(c)　通報された文書がＷＴＯの公用語によるものでない場合には、措置の内容の詳細かつ包括的な記述をその通報の様式に従って提供し、及び既に利用可能なときは、通報された文書の翻訳をＷＴＯのいずれかの公用語により提供すること。

(d)　最終的な強制規格又は適合性評価手続の公表の日までに、強制規格案又は適合性評価手続案についての他方の締約国から受領した書面による意見に対して書面により回答すること。

(e)　当初の通報への追補を通じて、制定された最終的な文書に関する情報を提供すること。

(f)　他方の締約国の経済活動に従事する者が適応するため、強制規格の公表と実施との間に適当な期間（注）を置くこと。

注　この(f)の規定の適用上、「適当な期間」とは、追求する正当な目的の達成のために効果的でない場合を除くほか、通常六箇月以上の期間をいう。

(g)　貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って設立される照会所が、制定された強制規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国又は他方の締約国の利害関係を有する者からの妥当な照会に対して、ＷＴＯのいずれかの公用語により情報及び回答を提供することを確保すること。

３　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

４　各締約国は、制定された全ての強制規格及び適合性評価手続が公式ウェブサイトにおいて、及び既に利用可能な場合には英語により、公にかつ無料で入手可能であることを確保する。

第七・十条　販売の監視

１　この条の規定の適用上、「販売の監視」とは、適合性評価手続とは別個の公的機関が有する機能であって、適合性評価手続の後に実施されるものであり、また、締約国が自国の法令で定めた産品についての要件の遵守を監視し、又はこれに対応することができるよう、公的機関が当該締約国の手続により実施する活動及びとる措置をいう。

２　各締約国は、特に、次のことを行う。

(a)　他方の締約国と販売の監視及び執行活動に関する情報（例えば、販売の監視及び執行に責任を有する当局に関する情報又は危険な産品に対してとる措置に関する情報）を交換すること。

(b)　利益相反を避けるため、販売の監視の機能が適合性評価の機能から独立していることを確保すること。(注)

注　この(b)の規定は、締約国が産品の適合性について最終的な意思決定を行う権限を有している場合には、当該締約国自らが行う許可に関する機能については、適用しない。締約国は、販売の監視を行う当局が適合性評価機関から分離していることにより、この(b)に定める義務を履行することができる。

(c)　販売の監視を行う当局と管理又は監督の対象となる関係者（製造者、輸入者及び販売者を含む。）との間に利益相反がないことを確保すること。

第七・十一条　証票及びラベル等による表示

１　両締約国は、強制規格が証票又はラベル等による表示の要件を含むことができ、また、当該要件のみでも強制規格を作成することができることに留意する。締約国は、強制規格の形式で証票又はラベル等による表示の要件を作成する場合には、国際貿易への不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす結果となるように当該要件を立案し、制定し、又は適用しないこと及び当該要件が貿易の技術的障害に関する協定2.2に規定する正当な目的の達成のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを確保する。

２　両締約国は、特に、各締約国が強制規格の形式で産品の証票又はラベル等による表示を求める場合には、次のことについて合意する。

(a)　産品の証票又はラベル等による表示が求められる情報が、関係者（消費者、産品の使用者及び当局を含む。）に関連する情報であって、当該産品が規制上の要件を満たしていることを示すためのものに限定されること。

(b)　各締約国が、自国の正当な目的の達成のために必要な場合を除くほか、自国の義務的な技術要件を満たしている産品を自国の市場に提供するための前提となる条件として、産品の証票又はラベル等についていかなる事前承認、事前登録又は事前認証も求めてはならないこと。

(c)　各締約国が、産品の証票又はラベル等による表示のために個別の識別番号の使用を求める場合には、関係者（製造者、輸入者及び販売者を含む。）に対し、不当に遅滞することなく、かつ、差別的でない原則に基づいて当該識別番号を発行すること。

(d)　各締約国が、物品の仕向国として表示を求める情報に関連して、次のもの（誤認されず、矛盾せず、若しくは混同を生ぜず、又は自国の正当な目的を損なわないものに限る。）を認めること。

(i)　物品の仕向国として表示を求める言語に加えて、他の言語による情報

(ii)　国際的な用語、絵表示、記号又は図形

(iii)　物品の仕向国として表示を求める情報に追加される情報

(e)　各締約国が、輸入地の保税倉庫におけるラベルの貼付け及びラベルの改装が行われることを輸出国におけるラベルの貼付けに代わるものとして受け入れること。ただし、当該ラベルの貼付けが公衆の衛生上又は安全上の理由から承認された者によって行われることが求められている場合は、この限りでない。

(f)　各締約国が、一時的なラベル若しくは取り外し可能なラベル又は産品への物理的な貼付けを伴わない形での添付書類における証票若しくはラベル等による表示を受け入れるよう努めること。ただし、各締約国が、貿易の技術的障害に関する協定の下での正当な目的がこれにより損なわれると認める場合は、この限りでない。

第七・十二条　ロット識別コード

１　締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のロット識別コードであって、供給者により提供され、及び容器上に表示されたものの除去又は故意の破損に対して罰を科し、又はその他の適当な措置をとることができる。ただし、当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易若しくは投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

２　両締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒の供給のためのロット識別コードの除去又は故意の破損の予防に関する情報、経験及び最良の慣行を交換する。